

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（**1世帯あたり10万円**）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。
※受給対象の方が成年被後見人等の場合に代理提出をする場合は代理人であることを証明する書類が必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**（Ⅰ・Ⅱの重複受給は出来ません）

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和3年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

※住民税が課税されている者の扶養親族等からなる世帯は対象外

令和3年1月以降の世帯収入が
減少し**「住民税非課税世帯」相当**
の収入となった家計急変世帯

対象者には確認書が2月3日
に送付されています。

**期日（令和4年5月3日）までに内容を
確認して返送してください。**



令和3年12月10日時点で住民登録のある
市区町村から確認書は送付されます。

詳しくは裏面「Ⅰ」へ

申請が必要です

申請期間：令和4年9月30日（金）まで
申請時点で住民登録のある市区町村に
申請してください。

【申請書】村のホームページからもダウン
ロードできます。

詳しくは裏面「Ⅱ」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

- 対象となる世帯には、村から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認し、同封の封筒に入れ**返送**してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合

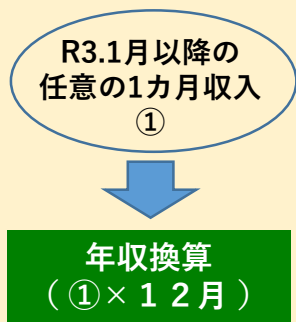
- 給付金を受け取るには、申請が必要な場合があります。



II 新型コロナウイルス感染症の影響で世帯員の収入が減少し、世帯員全員が住民税非課税相当※となった家計急変世帯

※住民税非課税相当とは、**世帯員全員**のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が**村民税均等割非課税水準以下**であることを指します。

判定方法のイメージ



住民税非課税と同等の水準となる年間の給与収入の目安

家族構成例	非課税相当収入限度額
单身又は扶養親族がない場合	93.0万円
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	137.8万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	168.0万円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	209.7万円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	249.7万円

【支給要件を満たさない事例】

- ・事業活動に季節性があるケース（農産物の出荷時期等）で、通常収入を得られる時期以外を対象月とする場合
- ・天候不順（農作物の不作等）や休耕、減反等による減収
- ・定年退職や自己都合の退職による減収など新型コロナウイルス感染症の影響が減収の理由と判断できない場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書等に必要事項を記入し、添付書類（給与・事業収入額明細等）とともに税住民福祉課の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。

新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付金を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。（不正受給が明らかになった場合は給付金の返還、詐欺罪に問われる可能性があります。）

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

0120-526-145 受付時間 9:00~20:00

南山城村税住民福祉課

0743-93-0103

受付時間 平日8:30~17:15